

令和7年8月26日

市議会議員 様

柳井市長 井原 健太郎

市議会定例会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- |        |  |
|--------|--|
| 議案第39号 | 柳井市議会議員及び柳井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 議案第40号 | 柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                |
| 議案第41号 | 柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                   |
| 議案第42号 | 柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について              |
| 議案第43号 | 柳井市手数料条例の一部改正について                            |
| 議案第44号 | 工事請負契約の締結について                                |
| 議案第45号 | 財産の取得について                                    |
| 議案第46号 | 令和7年度柳井市一般会計補正予算（第2号）                        |
| 議案第47号 | 令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                |
| 議案第48号 | 令和7年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）                  |
| 議案第49号 | 令和7年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）               |
| 認定第1号  | 令和6年度柳井市水道事業会計決算認定について                       |
| 認定第2号  | 令和6年度柳井市下水道事業会計決算認定について                      |
| 諮問第4号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                             |
| 報告第7号  | 専決処分の報告について                                  |
| 報告第8号  | 専決処分の報告について                                  |
| 報告第9号  | 平郡航路有限会社の経営状況について                            |
| 報告第10号 | 一般財団法人やない花のまちづくり振興財団の経営状況について                |



柳井市告示第54号

令和7年第3回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年8月26日



柳井市長 井原健太郎

1 期 日 令和7年9月4日

2 場 所 柳井市議会議場



## 議案第 39 号

柳井市議会議員及び柳井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

柳井市議会議員及び柳井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市議会議員及び柳井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

柳井市議会議員及び柳井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「、7 円 7 3 銭を超える場合には、7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭を超える場合には、8 円 3 8 銭」に改める。

第 11 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に、「第 6 条後段」を「第 9 条後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の柳井市議会議員及び柳井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第40号

柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年柳井市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第16条の3第1項」を「第16条の4第1項」に改める。

第16条の4を第16条の5とする。

第16条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の4とし、第16条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、柳井市職員の育児休業等に関する条例（平成17年柳井市条例第33号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 柳井市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当

たつては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

## 議案第41号

柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

柳井市職員の育児休業等に関する条例（平成17年柳井市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- （2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- （1）非常勤職員以外の職員 77時間30分
- （2）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第23条に次の1項を加える。

- 2 育児休業をしている企業職員及び単純労務職員については、前項の規定にかかわらず、第7条に規定する育児休業をしている職員の期末手当又は勤勉手当の支給に関する事項を基準として任命権者が定める規則その他の規程の定めるところにより、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

第24条第1項中「その3歳に満たない子」を「その小学校就学の始期に達するまでの子」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第5項中「第20条」を「第20条から第22条まで」に改め、同項後段を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の柳井市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 4 2 号

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について  
柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例  
柳井市議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成 2 0 年柳井市条例第 2 5 号）の一部  
を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

職名	議員報酬月額	費用弁償
市議会議長	464,000 円	1 号相当額
市議会副議長	405,000 円	
市議会常任、議会運営及び特別委員会委員長	389,000 円	
市議会常任、議会運営及び特別委員会副委員長	372,000 円	
市議会議員	364,000 円	

備考 費用弁償の欄中「1 号相当額」とは、柳井市旅費条例（平成 1 7 年柳井市条例第 4  
6 号）別表の区分に相当する額をいう。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第43号

柳井市手数料条例の一部改正について

柳井市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市手数料条例の一部を改正する条例

柳井市手数料条例（平成17年柳井市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による開発行為の許可の申請に対する審査の項手数料の金額の欄中「87,000円」を「88,000円」に、「66,000円」を「67,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第44号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年柳井市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

記

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 伊陸小学校屋内運動場改築工事                      |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                              |
| 3 契約金額   | 251,900,000円                        |
| 4 契約の相手方 | 柳井市伊保庄4907番地<br>井森工業株式会社 取締役社長 井森幹雄 |

(参 考)

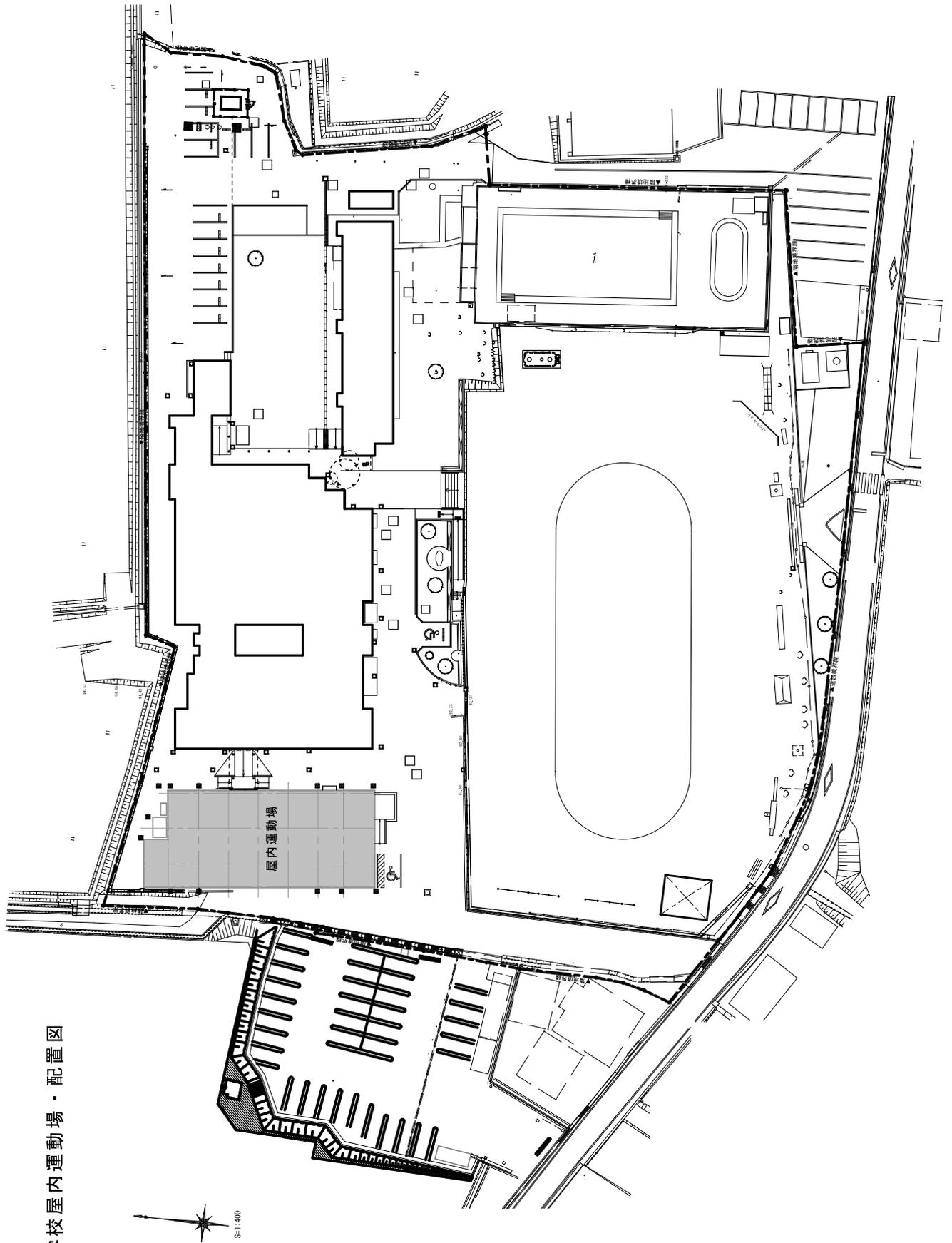
工事名 伊陸小学校屋内運動場改築工事

工 期 自 令和7年9月23日

至 令和8年6月30日



伊陸小学校屋内運動場・配置図



議案第45号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年柳井市条例第50号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

記

- 1 取得する財産 運搬用コンテナ
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得価格 24,860,000円
- 4 取得の相手方 防府市大字浜方272番地の16

山口調理機株式会社 代表取締役社長 歳弘真悟

(参 考)

購入品名	運搬用コンテナ 32台
納入場所	柳井市立学校給食センター
納 期	令和8年3月27日



認定第1号

令和6年度柳井市水道事業会計決算認定について

令和6年度柳井市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

認定第2号

令和6年度柳井市下水道事業会計決算認定について

令和6年度柳井市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

記

片山慶子



## 報告第7号

### 専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

### 専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年7月29日

柳井市長 井原 健太郎

### 記

#### 1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年3月21日柳井市余田地内市道柳井田布施線において発生した自動車事故

#### 2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 大島郡周防大島町在住 個人

#### 3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金216,533円を支払うものとする。

報告第8号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年8月18日

柳井市長 井原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年5月20日下松市切山地内において発生した自動車事故

2 和解及び損害賠償の相手方

所在地等 東京都中央区 法人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金240,100円を支払うものとする。

報告第9号

平郡航路有限会社の経営状況について

令和8年度平郡航路有限会社の事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、報告する。

令和7年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

## 令和8年度 平郡航路有限会社の経営状況について

平郡航路有限会社の令和8年度（令和7年10月1日から令和8年9月30日まで）の事業計画について、離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第4条及び離島航路整備法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）第1条の規定により、国土交通大臣に提出した令和8年度航路補助金交付申請書に基づき、その主要な点を次のとおり報告します。

令和8年度の収支見込みは、収益を6,947万8,727円、費用を1億3,413万5,431円とし、収益から費用を差し引いた純損失を6,465万6,704円としております。

令和6年度実績と比較しますと、収益については、自動車航走運賃及び営業収益の増加を考慮し、8.1%の増額としております。

費用については、代理店手数料や船舶修繕費などの増額及び燃料潤滑油費、船舶備品費、船舶消耗品費などの減額を見込み、費用全体で0.2%の増額としております。速力の制御による燃料潤滑油費の節約や、検査ドック時における船員及び陸員自ら塗装作業を実施することによる船舶修繕費の節減等、引き続き、適正運航、適正管理に努め、経費の節減を図りたいと考えております。

航路経営については、人口減少や高齢化により地元利用客の減少が続き、経営環境の大きな改善が見込まれないことから、引き続き、国、県及び市の補助金を仰ぐこととなります。

平郡航路有限会社においては、カーフェリーの優位性を活かした島民以外の利用の促進に努め、旅客、自動車航送運賃の減収傾向を抑制するように努めてまいります。

本航路は、平郡地区民の日常生活に不可欠な交通手段であり、市といたしましては、航路の安全運航が確保され、経営の健全化と安定化が図られるよう、引き続き支援してまいります。

以上で、経営状況の報告といたします。

航路損益計算書・航路損益見込計算書

航路名 平郡 ~ 柳井

事業者名 平郡航路有限会社

(単位 円)

科目	期間区分	令和6年度の航路損益 (令和5年10月～令和6年9月)	令和8年度の航路損益見込み (令和7年10月～令和8年9月)	増減率 (%)
1. 収 益				
A 運 航 収 益		63,110,126	63,639,869	0.8%
1. 旅 客 運 賃		27,626,700	27,733,350	0.4%
2. 手 荷 物 運 賃		488,680	491,773	0.6%
3. 小 荷 物 運 賃		0	0	増減なし
4. 自 動 車 航 送 運 賃		27,653,400	28,073,400	1.5%
5. 貨 物 運 賃		5,264,140	5,264,140	0.0%
6. 郵 便 ・ 信 書 便 航 送 料		1,048,396	1,048,396	0.0%
7. 雑 収 入		1,028,810	1,028,810	0.0%
B 営 業 収 益		1,187,594	5,838,858	391.7%
1. 航 路 附 属 施 設 収 入		0	0	増減なし
2. 雑 収 入		1,187,594	5,838,858	391.7%
収 益 計		64,297,720	69,478,727	8.1%
2. 費 用				
A 運 航 費 用		116,528,001	116,692,111	0.1%
1. 旅 客 費		3,584,268	3,262,089	-9.0%
(1) 旅 客 歩 金		2,555,420	2,546,339	-0.4%
(2) 傷 害 保 険 料		395,330	395,330	増減なし
(3) 雑 費		633,518	320,420	-49.4%
2. 手 荷 物 取 扱 費		48,868	56,227	15.1%
3. 小 荷 物 取 扱 費		0	0	増減なし
4. 自 動 車 航 送 取 扱 費		3,644,854	3,656,611	0.3%
5. 貨 物 費		2,085,072	2,132,005	2.3%
(1) 貨 物 積 卸 費		0	0	増減なし
(2) 貨 物 歩 金		2,040,852	2,040,852	0.0%
(3) 貨 物 弁 金		0	0	増減なし
(4) 雑 費		44,220	91,153	106.1%
6. 郵 便 ・ 信 書 便 取 扱 費		0	0	増減なし
7. 燃 料 潤 滑 油 費		37,947,850	36,840,733	-2.9%
8. 養 缶 水 費		183,132	183,132	0.0%
9. 港 費		1,251,028	1,461,375	16.8%
(1) 税金及び手数料		0	0	増減なし
(2) 水先及び係留料等		221,028	221,375	0.2%
(3) 代理店手数料		1,030,000	1,240,000	20.4%
10 雑 費		126,515	126,515	0.0%
11 船 費		67,656,414	68,973,424	1.9%
(1) 船 員 費		46,030,619	46,030,619	0.0%
(2) 船 舶 備 品 費		331,758	190,959	-42.4%
(3) 船 舶 消 耗 品 費		1,715,567	1,404,882	-18.1%
(4) 船 舶 修 繕 費		17,692,306	19,267,408	8.9%
(5) 雑 費		1,886,164	2,079,556	10.3%
B 営 業 費 用		17,360,863	17,443,320	0.5%
1. 保 険 料		1,575,139	1,575,139	0.0%
(1) 船 舶		1,575,139	1,575,139	0.0%
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
2. 税 金		0	0	増減なし
(1) 船 舶		0	0	増減なし
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
(3) 消 費 税		0	0	増減なし
3. 利 子		0	0	増減なし
(1) 船 舶		0	0	増減なし
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
4. 減 価 償 却 費		0	0	増減なし
(1) 航 路 開 設 費		0	0	増減なし
(2) 船 舶		0	0	増減なし
(3) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
5. 賃 借 ( 用 船 ) 料		800,000	800,000	増減なし
(1) 船 舶		800,000	800,000	増減なし
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
6. 航 路 附 属 施 設 費		941,242	1,023,699	8.8%
7. 店 費		14,044,482	14,044,482	0.0%
費 用 計		133,888,864	134,135,431	0.2%
3. 差引当期純利益 (純損失)		-69,591,144	-64,656,704	純損失7.1%減

(単位 円)

(国庫補助金)	29,802,359		
(都道府県補助金)	35,189,000		
(市区町村補助金)	7,273,661		